

新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会（第2回）意見陳述資料

# ご説明資料

2022年11月16日



一般社団法人  
全国銀行協会

## 1. 新たな法制度を検討する際の前提となる認識

- 事業価値保全の観点から、早期・迅速な事業再構築を目指す方向性に異論無く、透明性・公平性・経済合理性を確保しつつ、事業者の早期再生に資することを期待。
- 債権者として、新たな法制度に意見・要望する諸点を検討するにあたり、前提であると認識している内容は、以下の通り。

### 他制度と並列の選択肢

- ✓ 事業再生ADRなど、その他の私的整理制度との間で、並列の選択肢との位置付けであること

### 指定法人による入口審査

- ✓ 「指定法人」による、入口審査（事業再構築の必要性、対象債権の選定の合理性等）が厳格に行われること

### 濫用的事例への対処

- ✓ 不適格債務者（虚偽情報により融資を得た債務者等）の排除
- ✓ 債務者の違反行為（手続中の偏頗弁済等）への対処

## 2. 債権者の観点から新たな法制度に意見・要望する諸点～（1）対象債権

項目	意見・要望
<p><b>【対象債権①】</b></p> <p>対象債権から除外される「事業再構築のために弁済が必要な債権」の基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 対象債権から一定の債権者を除外する場合、明確な基準に基づいて十分な根拠が必要。</li> <li>■ この点、新たな法制度の方向性（案）の例示*によれば、計画上の撤退事業に関わる商取引債権は対象債権と理解。その場合、対象債権者が多数に及ぶ可能性があることから、再構築計画案の秘匿性の観点で、情報管理の手当が必要と考えている。</li> </ul> <p><small>*事業再構築の開始後において商品の納入等の取引が必要となる事業者の債権、労働債権、租税債権等は対象債権から除外</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ また、指定法人による再構築計画案等の確認後にスポンサーが決まる場合において、再構築計画案の内容が変更（存続／撤退事業の変更等）となることがあり、全債権者に混乱が生じる恐れ。計画変更に伴った手続きの検討要。</li> </ul>

## 2. 債権者の観点から新たな法制度に意見・要望する諸点～（1）対象債権

項目	意見・要望
<p>【対象債権②】 担保付債権の 非保全部分の特定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 権利変更の対象は実価性のない非保全部分とするのが通例。衡平な議決権とするためには、担保評価額の合理性等、債権者が同意可能なプロセスに基づき、担保付債権の非保全部分を確定させることが重要。（全員同意or裁判所の関与）</li> <li>■ 担保評価額に合理性が見出せない場合、担保権者が事業再構築に必要な資産等の担保権を実行することも想定されるため、何らかの手当が必要。</li> <li>■ 尚、実質価値にかかわらず、担保付債権を一律対象外とする場合、公平性を担保できない。又、形式的な担保取得を惹起する恐れ。</li> </ul>

## 2. 債権者の観点から新たな法制度に意見・要望する諸点～（2）一時停止

項目	意見・要望
<p>【一時停止①】 導入の有無と 同意プロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当該制度を利用する債務者は、資金繰が苦しい状況にあると想定され、一時停止（弁済禁止等）が無ければ再構築（再生）阻害の恐れ。</li> <li>■ よって、何らかの強制力のある一時停止のための制度が必要。</li> </ul>
<p>【一時停止②】 通知範囲と 同意の取得手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 対象債権は社債も含まれる理解。その場合、秘匿性が守られない懸念がある。また、会社法上の社債権者集会との間で連関性が確保されることが必要。</li> </ul>
<p>【一時停止③】 海外債権者・ 海外資産</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 海外債権者も当該制度の対象に含まれる理解。他方で、海外債権者が海外資産の回収を進める可能性も視野に、対象債権者間の公平性を担保する何らかのルールが必要。</li> </ul>

## 2. 債権者の観点から新たな法制度に意見・要望する諸点～ (3) 裁判所の関与

項目	意見・要望
<p>【裁判所の関与①】 反対債権者保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 裁判所の関与を決議の瑕疵や清算価値保障の判断に限定することで、迅速性・簡易性を企図する立法趣旨は理解。</li> <li>■ もっとも、対象債権の選定の合理性、無担保債権者と担保付債権者の利益相反、スポンサー選定の合理性等の実体的問題については、指定法人が公平・中立的に調整していく役割を期待され、その役割に応じた枠組みが必要。（全ての債権者に対する善管注意義務を担うべき主体についても検討が必要）</li> <li>■ その上で、反対債権者の利益保護の観点から、即時抗告の対象は、決議の瑕疵や清算価値保障に限定せず、上記の実体的問題も対象に加えることの検討が必要。</li> </ul>

## 2. 債権者の観点から新たな法制度に意見・要望する諸点～ (4) 多数決要件・その他

項目	意見・要望
<p>【多数決要件①】</p> <p>実質的な 衡平性確保</p>	<p>■ 債権額が極めて大きい債権者がいる場合（債権買取によりそのような状況となった場合を含む）、他の債権者の賛否によらず決議が可能なことも想定され、頭数要件など、衡平性を確保するための検討も必要。</p>
<p>【その他①】</p> <p>無税償却</p>	<p>■ 債権者が債権放棄等の権利変更を行う場合、法人税基本通達9-4-1、9-4-2に基づく無税償却が前提。同通達で定める「損失負担等の必要性*」「再建計画等の合理性**」を充足することが必須。</p> <p>*債務者が経営危機に陥り、損失負担等を行う相当の理由がある **支援内容（損失負担額・再建管理有無・支援者の範囲・負担割合）の合理性</p>
<p>【その他②】</p> <p>株主責任、 経営責任の取扱い</p>	<p>■ 株主責任及び窮境要因に応じた経営責任の取扱いについて整理が必要。</p>